



令和 4 年 9 月 9 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

福祉用具、貸与・販売の選択を可能にするとの考えも 厚労省検討会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は、5日に開催された「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」で、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かどうかの考え方や、介護保険における福祉用具選定の判断基準の見直しについて、構成員の意見を整理した案を示しました。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の考え方に関しては、各種専門職の連携や主治医などの医学的な意見を十分に踏まえることの重要性を記載。介護支援専門員や福祉用具専門相談員の支援については「特定福祉用具販売を選択した場合でも、福祉用具貸与と同様に、用具の使用期間においては実施すべきではないか」との考え方が盛り込まれました。

また、比較的廉価で、利用者の状況を踏まえて判断された「ある程度中長期の利用が実態上見受けられる用具」として、歩行補助つえや固定用スロープを例示し「福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の選択を可能とすることが考えられるのではないか」といった見解も示しました。

福祉用具選定の判断基準の見直しについては、その内容の詳細も取り上げました。具体的には、▽策定当時は販売されていなかった種類の福祉用具製品の基準▽疾病・疾患による分類の整理、LIFEの項目を踏まえた対応▽身体機能の評価（特に転倒防止に関するアセスメントの充実）等による分類の整理▽判断基準内容の細分化▽リハビリテーション、手段的日常生活動作（IADL）、社会参加の視点▽チェックシート、評価指標の活用▽用具別の取扱いに関する注意事項の明記などを挙げました。

構成員からは、ケアマネジャーの月々のケアプラン費用を除くと販売の方が経済的な負担が少ないとの意見が出たほか、「どの程度の期間使用するのか」「いつ交換が必要となるのか」といったさまざまな要素を踏まえた上で自己決定してもらう必要があるとの指摘もありました。

検討会では、整理案の取り扱いを座長に一任しました。今後、構成員の意見を踏まえて整理案を修正します。それを座長が確認した後、各構成員に報告する予定です。

※詳細資料については、下記URLをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27721.html